

消滅時効

2016年5月16日

次の設例を読んで下記の問いに答えなさい。

Yは、2005年4月1日に、Aから年利10%、遅延損害金年利20%の利息を元利一括で返済するとの約束で100万円を借り受けた。弁済期は2006年4月2日とされた。AのYに対する債権を元利一括して α 債権と呼んでおく。Yは弁済期に弁済ができなかったが、Aも当時はYからの債権回収の見込みがほとんどなかったことに加え、高い遅延損害金利率で債権額を増やしておこうと考えて、放置していた。

2014年末頃にYの経済状況の好転のきざしが見えたことから、AはYにときおり返済を求める手紙を送った(最後の手紙は2015年10月1日付。Yは手紙を受け取ったことは否定していない)。

2016年5月2日、Aは α 債権を含むいくつかの債権を、債権買取業者Xに安価で売却し、内容証明郵便により債権譲渡をYに通知した。

- 問1 Yが2015年10月1日付の手紙に対して、「長い間ご迷惑をおかけして申し訳ない。もう少しで返済できる状態になるかもしれませんので、今少しお待ちください。」という趣旨の返事を出していたとすると、XはYから α 債権を回収できるか。
- 問2 Yは2015年10月1日付の手紙に返事は出していないとする。Xは5月の連休明けからYに対して強力な取立てを行った。弁済スケジュールについては相談に応じるから、とりあえず手持ち現金分だけでも支払って誠意を見せろと迫るXに根負けして、YはXに1万円を支払った。XはYから α 債権の残額を回収できるか。